

島根県からのお知らせ

(法人県民税・法人事業税・特別法人事業税関係)

1 県税窓口の受付時間の変更について

令和8年9月1日から、以下のとおり県税窓口の受付時間に変更となりましたので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和8年8月31日まで	令和8年9月1日から
8:30 ~ 17:00	9:00 ~ 16:00

※電話でのお問い合わせについては、変更後も8:30~17:00まで受付します。

2 納税証明書の発行について

法人県民税・事業税・特別法人事業税の申告から概ね1~2週間以内に納税証明書の申請をする場合、納税証明書の発行にお時間をいただく場合があります。お急ぎの場合は、事前に県民センターにお問い合わせください。

また、通常窓口で申請する際に必要となる書類に加えて、申告書の控と収印のある領収証書の原本をご提示ください。なお、設立届や異動届（代表者や住所の変更等）が提出されていない場合には、届出の処理を行った後に納税証明書の発行処理をすることになり、手続きに時間を要することがあります。

令和8年度より電子申請が開始されました。スマホやパソコンからしまね電子申請サービス（外部サイト）にアクセスして、申請してください。電子申請される場合、手数料等の納付方法はクレジットカード払いによる納付のみとなりますのでご注意ください。

管轄区域	担当窓口	申請先(しまね電子申請サービス)
松江市・出雲市・安来市・雲南市・奥出雲町・飯南町・海士町・西ノ島町・知夫村・隠岐の島町・県外	東部県民センター	https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/nouzeisyoumei-toubu/door 
浜田市・益田市・大田市・江津市・川本町・美郷町・邑南町・津和野町・吉賀町	西部県民センター	https://ttzk.graffer.jp/pref-shimane/smart-apply/apply-procedure-alias/nouzeisyoumei-seibu/door 

3 電気供給業を行う法人が収入金額を算定する場合において控除される収入金額の特例措置の創設について

令和8年度税制改正により、収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、一般送配電事業者が広域系整備計画に定める電気工作物の整備又は更新の実施を行う一般送配電事業者又は送電事業者が地域関連系統の整備等に必要となる費用として支払うべき金額に相当する収入金額が追加されました（令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する各事業年度に限る）。

4 賃上げ促進税制の見直しについて

令和8年度税制改正により、以下のとおり法人事業税付加価値割における賃上げ促進税制の見直しが行われました。

	R6.4.1 から R8.3.31 までの間に開始する事業年度	R8.4.1 から R9.3.31 までの間に開始する事業年度
大企業向け	継続雇用者の給与総額の対前年増加率3%以上 ※マルチステークスホルダー方針に係る要件は法人税と同様	廃止
中堅企業向け		継続雇用者の給与総額の対前年増加率4%以上 ※マルチステークスホルダー方針に係る要件は法人税と同様
中小企業向け	雇用者全体の給与総額の対前年度増加率1.5%以上	

5 地方創生応援税制（特定寄付金税額控除）の延長について

令和7年度税制改正により、認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄付活用事業に関連する寄付をした場合の法人住民税法人税割及び法人事業税額の特定寄付金税額控除について、その適用期間を3年延長することとされました（令和10年3月31日まで）。

損金算入(約3割) 国税+地方税	税額控除(4割) 法人住民税+法人税	税額控除(2割) 法人事業税	(約1割) 企業負担

※控除の適用には受領証の写しの添付が必要となります。

6 法人税における欠損金の繰戻し還付に伴う法人県民税・事業税の取扱い

※誤りが多くなっています

法人税の欠損金の繰戻し還付制度の適用を受けた法人については、法人県民税・事業税において以下の明細書を添付して繰越控除を行うこととなります（法人県民税・事業税においては繰戻し還付制度はありません）。なお、欠損金及び還付法人税額の繰越控除ができる法人は、欠損金額が生じた事業年度において法人税の青色申告書である確定申告書を提出し、かつ、その後の事業年度について連続して青色申告書である確定申告書を提出している法人です。

○法人事業税 第6号様式別表9（欠損金額等及び災害損失金の控除明細書）

○法人県民税 第6号様式別表2の5（控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書）

<記載例>

欠損金額（繰戻し還付適用前）1,000万円、法人税の還付請求額120万円の場合

(1) 事業税（所得割）

その事業年度において生じた欠損金（繰戻し還付適用前の欠損金）は「事業税の欠損金」として、第6号様式別表9（欠損金額等及び災害損失金の控除明細書）で翌期以降に繰り越し、翌期以降の事業税の計算の基礎となる所得金額から控除します。この場合、法人税と県税で欠損金の翌期繰越額が異なることとなりますのでご注意ください。

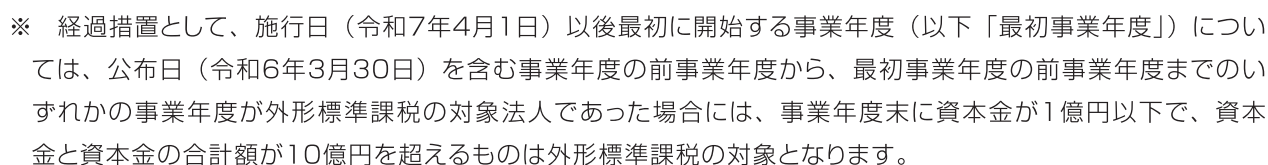
欠損金の繰戻還付の規定により還付を受けた法人税額は「県民税の欠損金（正式名称は「控除対象還付法人税額）」として、第6号様式別表2の5（控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書）で翌期以降に繰り越し、翌期以降の県民税の計算の基礎となる法人税額から控除します。

【第6号様式別表2の5】県民税の記入例

控除対象還付法人税額又は控除対象 個別帰属還付税額の控除明細書		事業年度	.	.	法人名
事業年度又は 連結事業年度	控除対象還付法人 税額又は控除対象 個別帰属還付税額	既に控除を 受けた 額	控除未済額 ①－②	当期控除額	翌期繰越額
	①	②	③	④	⑤
. .	円	円	円	円	用替日付不正記載格入 第 六 号 様 式 別 表 の 二 の お き 第 一 条 ・ 第 三 十 九 条 の 二 関 連 関 係 男 紙 六
. .					
. .					
. .					
. .					
. .					
. .					
. .					
. .					
. .					
. .					
. .					
. .					
. .					
. .					
計					
当 期 分	1,200,000		1,200,000		1,200,000
同上のうち	中間期間において 生じた控除対象 還付法人税額				
	上記以外	1,200,000			1,200,000
合 計	1,200,000	円	1,200,000	円	1,200,000

令和6年度税制改正により外形標準課税の適用対象が見直され、以下のとおりとなりました。

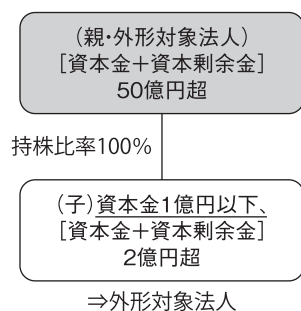
令和7年4月1日以後に開始する事業年度から、現行基準（資本金1億円超）を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象となります。



3

(2) 100%子法人等への対応（令和8年4月1日以後開始事業年度から適用）

令和8年4月1日以後に開始する事業年度から、資本金と資本剰余金が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象となります。



※ 新たに外形標準課税の対象となった法人の以下事業年度の申告納付すべき事業税額が、外形標準課税の対象外である法人とみなした場合に申告納付すべき法人事業税額を超えた場合には、次のとおり税負担が軽減されます。

○令和8年4月1日～令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度

当該超える金額の3分の2に相当する金額を軽減

○令和9年4月1日～令和10年3月31日までの間に開始する事業年度

当該超える金額の3分の1に相当する金額を軽減

※ 特例措置により、産業競争力強化法の改正日（令和6年9月2日）から令和9年3月31日までの間に特別事業再編計画に基づいて行われるM&Aにより100%子会社となった法人等については、5年間外形標準課税の対象外となります。

8 申告様式等のホームページへの掲載

申告・届出に必要な様式や記載の手引きは、島根県ホームページ（トップ > くらし > 税金 > 様式ダウンロード > 法人三税）に掲載していますので必要に応じてご利用ください。

eLTAXを利用されていない法人の皆さまへ

法人三税（法人県民税・法人事業税・特別法人事業税）の申告、申請・届出及び納税の手続は、eLTAX（地方税ポータルシステム）を通じてインターネットで行うことができます。

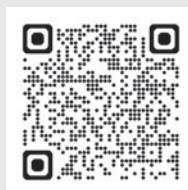
これにより、申告から納税までの一連の手続きについて、窓口に出向くことなく自宅やオフィスから行うことができますのでぜひご利用ください。

eLTAX ホームページ：<https://www.lta.go.jp/>

県税の質問はチャットボットへ

県税に関する質問に対応するチャットボットを導入しました。

スマートフォン等から24時間365日好きなタイミングで気軽に問い合わせることができますので、ぜひご利用ください。



※詳細はこちら



↑このバナーをクリック



■東部県民センター	法人課税課	電話	0852-32-5621
■西部県民センター	法人・軽油課税課	電話	0855-29-5519
■島根県総務部税務課	課税・税務システム第一係	電話	0852-22-5923